

一般社団法人横須賀建設業協会 入会金及び会費規程

(入会金)

第1条 正会員として入会を承認されたものは、請求に応じて入会金 300,000 円を一般社団法人横須賀建設業協会（以下、「本協会」という。）に納めなければならない。

(会 費)

第2条 正会員は会費として、別表に定める年会費を請求に応じて、本協会に納めなければならない。

2 階層別完工高割額は、毎年度見直しを行い、完工高別に以下の通りとする。

(単位：円)

|   | 階層別完工高        | 平均割額    | 完工高割額   | 合計額     |
|---|---------------|---------|---------|---------|
| ア | 40 億以上        | 250,000 | 420,000 | 670,000 |
| イ | 30 億以上～40 億未満 | 250,000 | 312,000 | 562,000 |
| ウ | 25 億以上～30 億未満 | 250,000 | 274,000 | 524,000 |
| エ | 24 億以上～25 億未満 | 250,000 | 266,000 | 516,000 |
| オ | 23 億以上～24 億未満 | 250,000 | 256,000 | 506,000 |
| カ | 22 億以上～23 億未満 | 250,000 | 246,000 | 496,000 |
| キ | 21 億以上～22 億未満 | 250,000 | 236,000 | 486,000 |
| ク | 20 億以上～21 億未満 | 250,000 | 226,000 | 476,000 |
| ケ | 19 億以上～20 億未満 | 250,000 | 219,000 | 469,000 |
| コ | 18 億以上～19 億未満 | 250,000 | 211,000 | 461,000 |
| サ | 17 億以上～18 億未満 | 250,000 | 204,000 | 454,000 |
| シ | 16 億以上～17 億未満 | 250,000 | 197,000 | 447,000 |
| ス | 15 億以上～16 億未満 | 250,000 | 190,000 | 440,000 |
| セ | 14 億以上～15 億未満 | 250,000 | 182,000 | 432,000 |
| ソ | 13 億以上～14 億未満 | 250,000 | 178,000 | 428,000 |
| タ | 12 億以上～13 億未満 | 250,000 | 174,000 | 424,000 |
| チ | 11 億以上～12 億未満 | 250,000 | 170,000 | 420,000 |
| ツ | 10 億以上～11 億未満 | 250,000 | 166,000 | 416,000 |
| テ | 9 億以上～10 億未満  | 250,000 | 158,000 | 408,000 |
| ト | 8 億以上～9 億未満   | 250,000 | 150,000 | 400,000 |
| ナ | 7 億以上～8 億未満   | 250,000 | 142,000 | 392,000 |
| ニ | 6 億以上～7 億未満   | 250,000 | 130,000 | 380,000 |
| ヌ | 5 億以上～6 億未満   | 250,000 | 118,000 | 368,000 |
| ネ | 4 億以上～5 億未満   | 250,000 | 90,000  | 340,000 |
| ノ | 3 億以上～4 億未満   | 250,000 | 72,000  | 322,000 |

|   | 階層別完工高    | 平均割額    | 完工高割額  | 合計額     |
|---|-----------|---------|--------|---------|
| ハ | 2億以上～3億未満 | 250,000 | 48,000 | 298,000 |
| ヒ | 1億以上～2億未満 | 250,000 | 24,000 | 274,000 |
| フ | 1億未満      | 250,000 | 0      | 250,000 |

(注) 階層別完工高は、直近の1月末日に於ける「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」に記載の完成工事高(2年平均または3年平均)とする。

(会費の納期及び納入方法)

第3条 会費の納入は、本協会からの通知に基づき4半期ごとに納入することとし、その納入期限は、次の通りとする。

第1期分 4月30日 第2期分 7月31日

第3期分 10月31日 第4期分 1月31日

2 納入方法は、会員が本協会指定の銀行口座への振込によるものとする。

(定例会費)

第4条 正会員は定例会費として、1年間に12,000円の定例会費を請求に応じて、本協会に納めなければならない。

(特別会費)

第5条 正会員は特別会費として、理事会で定めた額の特別会費を請求に応じて、本協会に納めなければならない。

(定例会費、特別会費の納期及び納入方法)

第6条 定例会費及び特別会費の納入は、本協会からの通知に基づき2半期ごとに納入することとし、納入期限は次のとおりとする。

前期分 4月30日

後期分 10月31日

2 納入方法は、会員が本協会指定の銀行口座への振込によるものとする。

(特別会員の会費等)

第7条 特別会員の会費等の額及び納入方法等は、理事長と当該特別会員が協議して定めるものとする。

(賛助会員の会費等)

第8条 賛助会員の会費等の額及び納入方法等は、賛助会員規約の定めによるものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

制定：平成10年7月2日

改正：平成24年7月25日

平成30年3月29日

令和元年5月21日

平成10年7月2日

令和元年5月21日

令和5年5月23日